

## 別表四 「所得の金額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

（注）沖縄の認定法人の所得の特別控除など特殊な事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を作成しておりますから、ご利用ください。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「当期利益又は当期欠損の額①」の「総額①」	損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「社外流出③」	「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号(利益積立金額)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額並びに当期に生じた同項第11号及び第12号に掲げる金額の合計額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）②」	別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の法人税額の合計額を記載します。	(1) その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算
「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税③」	別表五(二)の「6」「7」「中間9」及び「計16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税利子割額④」	別表五(二)の「利子割8」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した納税充当金⑤」	別表五(二)の「損金の額に算入した納税充当金32」の金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税⑥」	別表五(二)の「加算税及び加算金25」から「過怠税28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
		<p>入のものであると否 とを問わず、この明 細書の「加算」の空 欄に「仮払税金消 却」等と記載の上、 その合計額を「総額 ①」と「留保②」に 記載します。</p> <p>□ 納税充当金で消 却した場合 この明 細書には記載しない で、別表五(一)にお いて、前期から繰り 越された「仮払税 金」の「減②」にそ の消却した金額を△ 印を付して記載する とともに、「納税充 当金 27」の「減②」 に同額を記載しま す。</p> <p>(2) 別表五(二)の「損金 経理による納付⑤」に 外書の金額がある場合 には、この明細書の「加 算」の空欄に「未収過 誤納金」等と記載の上、 その金額を「総額①」 及び「留保②」に記載 します。</p>
'役員給与の損金不算入額 8'	法第34条(役員給与の損金不算入)の規定により役員に 対して支給する給与のうち損金に算入されない額を記載し てください。	
'加算'の「10」以下の空欄	<p>(1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得 の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の 所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で法人が 収益として経理しなかったもの等について、その事項及 び金額を記載します。この場合、留保されている金額は 「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出 ③」に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 措置法第66条の6(内国法人に係る特定外国子会社等 の課税対象金額等の益金算入)若しくは第66条の9の 2(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人 の課税対象金額等の益金算入)又は平成22年改正前の 措置法第66条の6(内国法人に係る特定外国子会社等の 課税対象金額の益金算入)若しくは第66条の9の2(特 殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課 税対象金額の益金算入)の規定による益金算入額(別表</p>	<p>(1) 税効果会計を採用し ている場合において、 損益計算書上、税引前 当期純利益から減算し た「法人税等調整額」 があるときは、「加算」 の空欄に「法人税等調 整額損金不算入」等と 記載の上、その金額を 「総額①」及び「留保②」 に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印 の金額の記載がある場 合の「小計13」の「社 外流出③」の記載につ</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>十七(三)「33」又は平成21年改正前の措置法第66条の6(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)若しくは第66条の9の6(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)の規定による益金算入額(別表十七(二)「40」)は、措置法令第39条の20第4項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p>	<p>いては、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>
<p>「納税充当金から支出した事業税等の金額15」</p>	<p>別表五(二)の「事業税36」から「39」までの金額の合計額を記載します。</p>	<p>別表五(二)の「損金不算入のもの38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。</p>
<p>「受贈益の益金不算入額18」</p>	<p>法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第25条の2第1項(受贈益の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額を記載します。</p>	<p>平成22年10月1日以後に受ける受贈益の額について記載します。</p>
<p>「適格現物分配に係る益金不算入額19」</p>	<p>適格現物分配による資産の移転を受けたことによって生じた収益の額で、法第62条の5第4項(現物分配による資産の譲渡)の規定により益金に算入されない金額を記載します。</p>	<p>平成22年10月1日以後に現物分配(残余財産の分配にあっては、同日以後の解散によるものに限ります。)が行われる場合に記載します。</p>
<p>「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額20」</p>	<p>法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。</p>	<p>利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。</p>
<p>「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等21」</p>	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているといないとにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及びみなし配当金額の25%相当額の還付金額</p> <p>(2) 欠損金の繰戻しによる還付金額</p> <p>(3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額</p> <p>(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納</p>	<p>前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。) の還付金額        (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 20」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。</p>
<p>「減算」の「22」以下の空欄</p>	<p>(1) 確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。        (2) 措置法第 65 条の 2 の規定による収用換地等の場合の所得の特別控除額又は措置法第 65 条の 3 から第 65 条の 5 の 2 までの規定による特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除額（別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」）は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の 3 第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。        (3) 当期の決算の確定日までに剩余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剩余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「○○準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。        なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>
<p>「総計 35」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。        (1) 別表十(三)の「19」の記載がある場合  <math>((32)+(33)-(34))</math> 又は <math>((32)+(33)+(34))</math>        (2) 別表十(三)の「20」又は「22」の記載がある場合  <math>((32)+(33)-(34))</math> 又は <math>((32)+(33)+(34))</math></p>	
<p>「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 40」</p>	<p>(1) 合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。        ただし、平成 22 年 10 月 1 日以後に合併（適格合併を除きます。）により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産（法第 61 条の 13 第 1 項に規定する譲渡損益調整資産をいいます。）の移転をした場合に、譲渡損</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
	<p>益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金又は益金に算入される金額があるときには、その損金又は益金に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 平成 22 年 9 月 30 日以前に行われた分割型分割(適格分割型分割を除きます。)により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(3) 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	
<p>「残余財産の確定日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額 43」</p>	<p>当期が残余財産の確定日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金に算入される事業税の額を記載します。</p> <p>なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。</p>	<p>平成 22 年 9 月 30 日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。</p>
<p>「所得金額又は欠損金額 44」</p>		<p>「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。</p>